

別表2-1 [8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費		基準額(1施設当たり)					
		標準	都市部				
定員20名以下		79,400	87,400				
定員21~30名		83,300	91,600				
定員31~40名		95,900	106,500				
定員41~70名		110,200	121,400				
定員71~100名		143,300	157,700				
定員101~130名		172,400	189,800				
定員131~160名		199,700	219,700				
定員161~190名		226,800	249,500				
定員191~220名		252,000	277,300				
定員221~250名		279,200	307,200				
定員251名以上		310,300	341,400				
特殊附帯工事		12,040					
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)						
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算						
定員20名以下		41					
定員21~30名		31					
定員31~40名		25					
定員41~70名		22					
定員71~100名		17					
定員101~130名		15					
定員131~160名		14					
定員161名以上		12					
土地借料加算		17,500					
土地借料加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)		34,700					
定額借地権設定のための一時金加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国務局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)						
地域の余裕スペース活用促進加算	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標準</th> <th>都市部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,540</td> <td>2,810</td> </tr> </tbody> </table>	標準	都市部	2,540	2,810		
標準	都市部						
2,540	2,810						
地域の余裕スペース活用促進加算(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標準</th> <th>都市部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,270</td> <td>12,400</td> </tr> </tbody> </table>	標準	都市部	11,270	12,400		
標準	都市部						
11,270	12,400						

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の定員数で除して得た数を、整備後の定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 奈雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別奈雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第3条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年2月28日△発第△△△△△号)を準用して整備すること。なお、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。